

成田市滑河文化財保存展示施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、成田市滑河文化財保存展示施設の設置及び管理に関する条例（令和3年条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資料の施設外貸出し)

第2条 教育長は、資料の施設外貸出しをすることができる。

2 資料の施設外貸出しを受けることができるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの

(2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条の規定により設置された公民館

(3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が適当と認めるもの

3 前項各号に掲げるものが、資料の施設外貸出しを受けようとするときは、資料貸出承認申請書（別記第1号様式）を教育長に提出しなければならない。

4 教育長は、資料の施設外貸出しの許可をするときは、資料貸出許可書（別記第2号様式）を当該申請をしたものに交付するものとする。

(資料の寄贈及び寄託)

第3条 教育長は、保存展示施設の展示又は研究に資する目的で、資料の寄贈及び寄託を受けすることができる。

2 資料を寄贈しようとする者は資料寄贈申請書（別記第3号様式）を、資料を寄託しようとする者は資料寄託申請書（別記第4号様式）を教育長に提出するものとする。

3 教育長は、資料の寄贈を受けたときは資料受領書（別記第5号様式）を、資料の寄託を受けたときは資料受託書（別記第6号様式）を当該寄贈又は寄託をした者に交付するものとする。

4 教育長は、寄託を受けた資料の複写、模型製作、写真撮影等を行い、又はこれを公刊しようとするときは、事前に寄託をした者の承諾を得なければならない。

5 第三者が前項に規定する行為をしようとするときは、教育長は、寄託をした者の承諾を得なければならない。

6 教育長は、寄託を受けた資料のやむを得ない事由による汚損又は破損若しくは紛失について、その責めを負わないものとする。

(使用の申請)

第4条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、滑河文化財保存展示施設使用許可申請書（別記第7号様式）により教育長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請が競合したときは、申請の到達順位又は抽選により申請の優先順位を決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるときは、申請の到達順位又は抽選によらないで申請の優先順位を決定することができる。

(使用の許可)

第5条 教育長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、相当と認めるときは、滑河文化財保存展示施設使用許可書（別記第8号様式。以下「使用許可書」という。）を当該申請をした者に交付するものとする。ただし、教育長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(使用の変更又は取消し)

第6条 使用者は、許可の内容を変更し、又は許可に係る使用を取り消そうとするときは、滑河文化財保存展示施設使用変更・取消許可申請書（別記第9号様式）に使用許可書を添えて、速やかに教育長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請を許可したときは、滑河文化財保存展示施設使用変更・取消許可書（別記第10号様式）を当該申請をした者に交付するものとする。

3 前条ただし書の規定は、前項の規定について準用する。

(使用料の減免)

第7条 条例第12条の規則で定めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、免除する額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 本市が直接使用するとき 全額

(2) 区又は自治会がその活動の一環として使用するとき 半額

(3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特別の理由があると認めるとき 全額又は半額

(使用料の減免申請等)

第8条 条例第12条の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、滑河文化財保存展示施設使用料減免申請書（別記第11号様式）

により教育長に申請しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、滑河文化財保存展示施設使用料減免決定・却下通知書（別記第12号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第9条 条例第13条ただし書の規則で定めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、還付する額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 使用者の責に帰することができない理由によりその使用ができなくなったとき 全額

(2) 使用を開始する日の7日前までにその使用の取消しを申し出たとき 半額

（使用料の還付申請等）

第10条 条例第13条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、滑河文化財保存展示施設使用料還付申請書（別記第13号様式）に使用料を納付したことを証する書面を添えて、教育長に申請しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、滑河文化財保存展示施設使用料還付決定・却下通知書（別記第14号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（遵守事項）

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設等の損傷及び滅失に注意すること。
- (2) 他の人に迷惑をかけないように使用すること。
- (3) 使用を許可された時間内に確実に原状に復し、清掃を行うこと。
- (4) 職員の指示に従うこと。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

[別記様式 略]